

## 諮問事項について

事務局：総務課文書・情報公開担当

今回諮問する内容は、ドライブレコーダーの設置に係るものが3件となり、それぞれの詳細は、次のとおりです。

### 1 収集方法の制限に関すること。

北本市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第1項では、個人情報の収集方法について「収集の目的を明らかにして、当該個人から直接これを収集しなければならない。」と規定していますが、ドライブレコーダーは、その性質から、その撮影範囲内の市民に対して撮影の了解等を得ることができません。

条例第8条第2項第5号では、相当の理由があるときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことを要件として、個人情報の収集方法の例外を定めることができるとされていますので、この規定により、本件を収集方法の原則の例外としてよいか、審議会の意見を聴くものです。

### 2 目的外利用等の制限に関すること。

条例第11条第1項では、個人情報の目的外利用等について「本人の同意を得なければならない。」と規定しており、ドライブレコーダーで記録した映像については、原則として、条例第11条第2項各号に規定する場合（捜査機関から公文書で提供依頼があった場合など）に限り、目的外利用等を行うことができます。

しかし、撮影範囲内で事件・事故が発生した場合等、公文書による照会を求める暇がない場合も想定されます。

条例第11条第2項第4号では、あらかじめ審議会の意見を聴くことを要件として、個人情報の目的外利用等の例外を定めることができるとされていますので、この規定により、撮影範囲内で事件・事故が発生した場合等には、公益上の必要があると認め、申請書の提出及び身分証の提示により、捜査機関に対して映像を閲覧させてよいか、審議会の意見を聴くものです。

### 3 不開示情報に関すること。

条例第14条第1項では自己に関する個人情報の開示請求について規定があり、原則として、条例第14条第3項各号で規定する個人情報を除き、個人情報を本人に開示することとなっています。

本件ドライブレコーダーの映像について個人情報の開示請求があった場合には、当該請求をした者が指定する時間の静止画について開示を実施することとなりますが、この際には、当該請求をした者以外の者については第三者の個人情報となるため、請求者以外の者を黒塗りとした上での開示となります。

しかし、この場合において、請求が書面で行われることもあり、請求者を映像から特定することは極めて困難であることから、映像のみで個人を特定し、開示を実施することは、当該請求者以外の者の個人情報の漏洩につながる恐れがあります。

条例第14条第3項第6号では、審議会の意見を聴くことを要件として、公益上必要があると認められたものについては、開示をしない個人情報とすることができますので、この規定により、本件ドライブレコーダーの映像について個人情報の開示請求があった場合には、不開示としてよいか、審議会の意見を聴くものです。